

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 3 月 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 ヒチフク  
 住所 有限会社 七福  
 〒664-0017  
 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘3丁目15  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 マスミ カズヤ  
 代表取締役 増見 和也  
 電話番号 072-783-5678  
 FAX番号 072-783-5811  
 メールアドレス waterworks@hichifuku.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

- 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名                       | チェック | NO. | 水道事業者名                        | チェック | NO. | 水道事業者名          | チェック | NO. | 水道事業者名                     | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1   | 奈良市<br>公営企業管理者               | レ    | 8   | 御所市<br>水道事業管理者                |      | 15  | 斑鳩町<br>水道事業管理者  |      | 22  | 広陵町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 2   | 大和高田市<br>上下水道事業管理者           |      | 9   | 生駒市<br>水道事業管理者                |      | 16  | 安堵町<br>水道事業管理者  |      | 23  | 河合町<br>水道事業管理者             |      |
| 3   | 大和郡山市<br>上下水道事業<br>の管理者      |      | 10  | 香芝市<br>上下水道事業の管理者<br>の権限を行う市長 |      | 17  | 磯城郡<br>水道企業団企業長 |      | 24  | 吉野町<br>水道事業管理者             |      |
| 4   | 天理市<br>上下水道事業<br>の管理者        |      | 11  | 葛城市<br>上下水道事業管理者              |      | 18  | 高取町<br>水道事業管理者  |      | 25  | 大淀町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 5   | 橿原市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 12  | 宇陀市<br>水道事業管理者<br>の権限を行う市長    |      | 19  | 明日香村<br>水道事業管理者 |      | 26  | 下市町<br>水道事業管理者<br>の権限を行う町長 |      |
| 6   | 桜井市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 13  | 平群町<br>水道事業管理者                |      | 20  | 上牧町<br>水道事業管理者  |      |     |                            |      |
| 7   | 五條市<br>水道事業管理者               |      | 14  | 三郷町<br>水道事業管理者                |      | 21  | 王寺町<br>水道事業管理者  |      |     |                            |      |

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5年 3月 日

申請者 氏名又は名称 ヒチフク  
有限会社 七福  
〒664-0017  
住 所 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘3丁目15  
マスミ カズヤ  
代表者氏名 代表取締役 増見 和也  
電話番号 072-783-5678

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 |             |
|--------------------------------|-------------|
| フリガナ<br>氏 名                    | フリガナ<br>氏 名 |
| 代表取締役 マスミ カズヤ<br>増見 和也         |             |
| 取締役 オザキ トモミ<br>尾崎 友美           |             |
| 事業の範囲                          | 管工事業        |
| 機械器具の名称、性能及び数                  | 別表のとおり      |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称           | ヒチフク<br>有限会社 七福  |
| 上記事業所の所在地                           | 郵便番号 664-0017<br>住所 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘3丁目15<br><br>電話番号 072-783-5678<br>FAX番号 072-783-5811<br>メールアドレス waterworks@hichifuku.jp |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名      | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号   |
| マスミ カスヤ<br>増見 和也<br>マスミ ユリ<br>増見 優里 | 第312686号<br><br>第292456号   |

|                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称      |                    |
| 上記事業所の所在地                      |                    |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
|                                |                    |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 3 月 日 現在

| 種 別            | 名 称      | 型式、性能      | 数量 | 備 考 |
|----------------|----------|------------|----|-----|
| 管の切断用の<br>機械器具 | 塩ビカッター   | 13mm～25mm  | 1  |     |
|                |          | 13mm～50mm  | 1  |     |
|                | 金切りのこ    | 各種         | 3  |     |
|                | パイプカッター  | 4mm～28mm   | 3  |     |
|                |          | 4mm～32mm   | 1  |     |
|                |          | 6mm～50mm   | 1  |     |
| 管の加工用の<br>機械器具 | パイプねじ切り機 | 手動式        | 2  |     |
|                | つば出し工具   | 各種         | 1  |     |
|                | パイプ圧着機   | 各種         | 1  |     |
|                | サンダー     | 各種         | 1  |     |
|                | やすり      |            | 1  |     |
| 管の接合用の<br>機械器具 | トーチランプ   | ガストーチ      | 2  |     |
|                | パイプレンチ   | 200mm      | 2  |     |
|                |          | 350mm      | 2  |     |
|                |          | 600mm      | 1  |     |
|                | スパナ      |            | 3  |     |
| 水圧テスト<br>ポンプ   | 水圧テストポンプ | 手動式・4.0MPa | 3  |     |

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 3 月 日

申請者

|        |                |
|--------|----------------|
| 氏名又は名称 | 有限会社 七福        |
| 住 所    | 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘3丁目15 |
| 代表者氏名  | 代表取締役 増見 和也    |

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

兵庫県伊丹市瑞ヶ丘三丁目15番地  
 有限会社七福

|                  |   |                                     |
|------------------|---|-------------------------------------|
| 会社法人等番号          | 1400-02-065598  |                                     |
| 商号               | 有限会社七福  |                                     |
| 本店               | 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘三丁目19番地1   |                                     |
|                  | 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘三丁目15番地  | 令和 2年 7月 7日移転<br>令和 2年 7月13日登記      |
| 公告をする方法          | 官報に掲載してする   | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記 |
|                  |   |                                     |
| 会社成立の年月日         | 平成10年8月11日  |                                     |
| 目的               | 1. 管工事業<br>2. 水道施設工事業<br>3. 前各号に附帯関連する一切の業務   |                                     |
|                  | 1. 管工事業<br>2. 水道施設工事業<br>3. 土木工事業<br>4. 前各号に附帯関連する一切の業務<br>令和 2年12月15日変更      令和 2年12月15日登記 |                                     |
| 発行可能株式総数         | 60株   | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記 |
|                  |   |                                     |
| 発行済株式の総数並びに種類及び数 | 発行済株式の総数<br>60株   | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記 |
|                  |   |                                     |
| 資本金の額            | 金300万円  |                                     |



|  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|---|--|--|--|---|--|--------------------------|--|
| 株式の譲渡制限に関する規定  | <p>当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記</p>   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
| 役員に関する事項   | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 510 1094 651"> <p>兵庫県尼崎市塚口町一丁目18番地の7メゾン<br/>・パル202号<br/>取締役 <u>増見友美</u></p> </td> <td data-bbox="1094 510 1471 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 651 1094 831"> <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目26番33-105号<br/>取締役 <u>増見友美</u></p> </td> <td data-bbox="1094 651 1471 831"> <p>平成19年10月19日住所移転<br/>平成19年11月 7日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 831 1094 1010"> <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目43番3号<br/>取締役 <u>増見友美</u></p> </td> <td data-bbox="1094 831 1471 1010"> <p>平成22年10月28日住所移転<br/>平成26年 7月30日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1010 1094 1182"> <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目43番3号<br/>取締役 <u>尾崎友美</u></p> </td> <td data-bbox="1094 1010 1471 1182"> <p>令和 3年 1月30日増見友美の氏変更<br/>令和 3年 2月17日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1182 1094 1323"> <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目26番33-105号<br/>取締役 <u>増見和也</u></p> </td> <td data-bbox="1094 1182 1471 1323"> <p>平成19年11月 1日就任<br/>平成19年11月 7日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1323 1094 1503"> <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目43番3号<br/>取締役 <u>増見和也</u></p> </td> <td data-bbox="1094 1323 1471 1503"> <p>平成22年10月28日住所移転<br/>平成26年 7月30日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1503 1094 1675"> <p>兵庫県伊丹市瑞ヶ丘三丁目15番地<br/>取締役 <u>増見和也</u></p> </td> <td data-bbox="1094 1503 1471 1675"> <p>平成31年 1月10日住所移転<br/>令和 1年11月18日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1675 1094 1816"> <p>代表取締役 <u>増見和也</u></p> </td> <td data-bbox="1094 1675 1471 1816"> <p>平成19年11月 1日就任<br/>平成19年11月 7日登記</p> </td> </tr> </table> | <p>兵庫県尼崎市塚口町一丁目18番地の7メゾン<br/>・パル202号<br/>取締役 <u>増見友美</u></p> |  | <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目26番33-105号<br/>取締役 <u>増見友美</u></p> | <p>平成19年10月19日住所移転<br/>平成19年11月 7日登記</p> | <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目43番3号<br/>取締役 <u>増見友美</u></p> | <p>平成22年10月28日住所移転<br/>平成26年 7月30日登記</p> | <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目43番3号<br/>取締役 <u>尾崎友美</u></p> | <p>令和 3年 1月30日増見友美の氏変更<br/>令和 3年 2月17日登記</p> | <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目26番33-105号<br/>取締役 <u>増見和也</u></p> | <p>平成19年11月 1日就任<br/>平成19年11月 7日登記</p> | <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目43番3号<br/>取締役 <u>増見和也</u></p> | <p>平成22年10月28日住所移転<br/>平成26年 7月30日登記</p> | <p>兵庫県伊丹市瑞ヶ丘三丁目15番地<br/>取締役 <u>増見和也</u></p> | <p>平成31年 1月10日住所移転<br/>令和 1年11月18日登記</p> | <p>代表取締役 <u>増見和也</u></p> | <p>平成19年11月 1日就任<br/>平成19年11月 7日登記</p> |
| <p>兵庫県尼崎市塚口町一丁目18番地の7メゾン<br/>・パル202号<br/>取締役 <u>増見友美</u></p> |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
| <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目26番33-105号<br/>取締役 <u>増見友美</u></p>            | <p>平成19年10月19日住所移転<br/>平成19年11月 7日登記</p>   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
| <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目43番3号<br/>取締役 <u>増見友美</u></p>                 | <p>平成22年10月28日住所移転<br/>平成26年 7月30日登記</p>   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
| <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目43番3号<br/>取締役 <u>尾崎友美</u></p>                 | <p>令和 3年 1月30日増見友美の氏変更<br/>令和 3年 2月17日登記</p>   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
| <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目26番33-105号<br/>取締役 <u>増見和也</u></p>            | <p>平成19年11月 1日就任<br/>平成19年11月 7日登記</p>   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
| <p>兵庫県尼崎市富松町一丁目43番3号<br/>取締役 <u>増見和也</u></p>                 | <p>平成22年10月28日住所移転<br/>平成26年 7月30日登記</p>   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
| <p>兵庫県伊丹市瑞ヶ丘三丁目15番地<br/>取締役 <u>増見和也</u></p>                  | <p>平成31年 1月10日住所移転<br/>令和 1年11月18日登記</p>   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
| <p>代表取締役 <u>増見和也</u></p>                                     | <p>平成19年11月 1日就任<br/>平成19年11月 7日登記</p>   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |
| 登記記録に関する事項   | <p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により<br/>平成16年 6月14日移記</p>   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |  |  |  |   |  |                          |  |



兵庫県伊丹市瑞ヶ丘三丁目15番地  
有限会社七福



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(神戸地方法務局管轄)

令和 5年 3月 2日

神戸地方法務局伊丹支局  
登記官

山 田 和 弘



整理番号 ム250563

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3



# 定 款

有限会社七福

# 有限会社 七福 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、有限会社 七福と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 水道施設工事業
3. 土木工事業
4. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県伊丹市瑞ヶ丘三丁目15番地に置く。

(公告をする方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、60株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承諾を要する。

当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡しの請求)

第7条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

## 第3章 株主総会

(株主総会)

第8条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に開き、必要に応じて、臨時株主総会を開催するものとする。

#### (招集)

第9条 株主総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

2 株主総会を招集するには、会日より5日前に、各株主に対して、その通知を発することを要する。

#### (議長)

第10条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故あるときは、当該株主総会で議長を選任する。

#### (決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、当該株主総会において決議権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 株主総会の決議について、会社法第309条第2項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

#### (決議権)

第12条 各株主は、1株につき1個の決議権を有する。

#### (議事録)

第13条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成して、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。

2 当社は、株主総会の日から10年間、その議事録を本店に備え置くものとする。

## 4章 役員

#### (員数)

第14条 当社には、取締役1名以上を置く。

#### (資格・選任方法)

第15条 当社の取締役は株主総会において、当社の株主の中から選任する。

ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

#### (代表取締役及び社長)

第16条 当社に複数の取締役を置く場合、取締役の互選によって代表取締役を選定し、その者を社長とする。複数の代表取締役が選定された場合は、それらの中から社長を1名選任する。取締役1名のみの場合は、当該取締役を社長とする。

#### (役員報酬等)

第17条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第18条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当)

第19条 当社は、株主総会の決議のよって、毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株主質権者に対して剰余金の配当を行う。

(配当金の除斥期間)

第20条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

(定款に定めのない事項)

第21条 本定款に定めのない事項は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「会社法」その他の法令の定めるところによる。

以上は当社の現行定款に相違ない。

兵庫県伊丹市瑞ヶ丘三丁目15番地  
有限会社 七福  
代表取締役 増見 和也

令和5年3月2日

当社の現行定款(相違ない)。

伊丹市瑞ヶ丘3丁目15

有限会社 七福

代表取締役 増見和也





第三一二六八六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 兵庫県

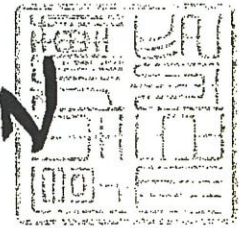
氏名 増見和也

昭和四十七年五月二十六日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

令和四年二月二日

厚生労働大臣 後藤 茂之



第二九二四五六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 兵庫 県

氏名 増見 優里

平成十二年二月二十一日生

水道法昭和五十年法律第七十七号の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成三十年二月二十四日

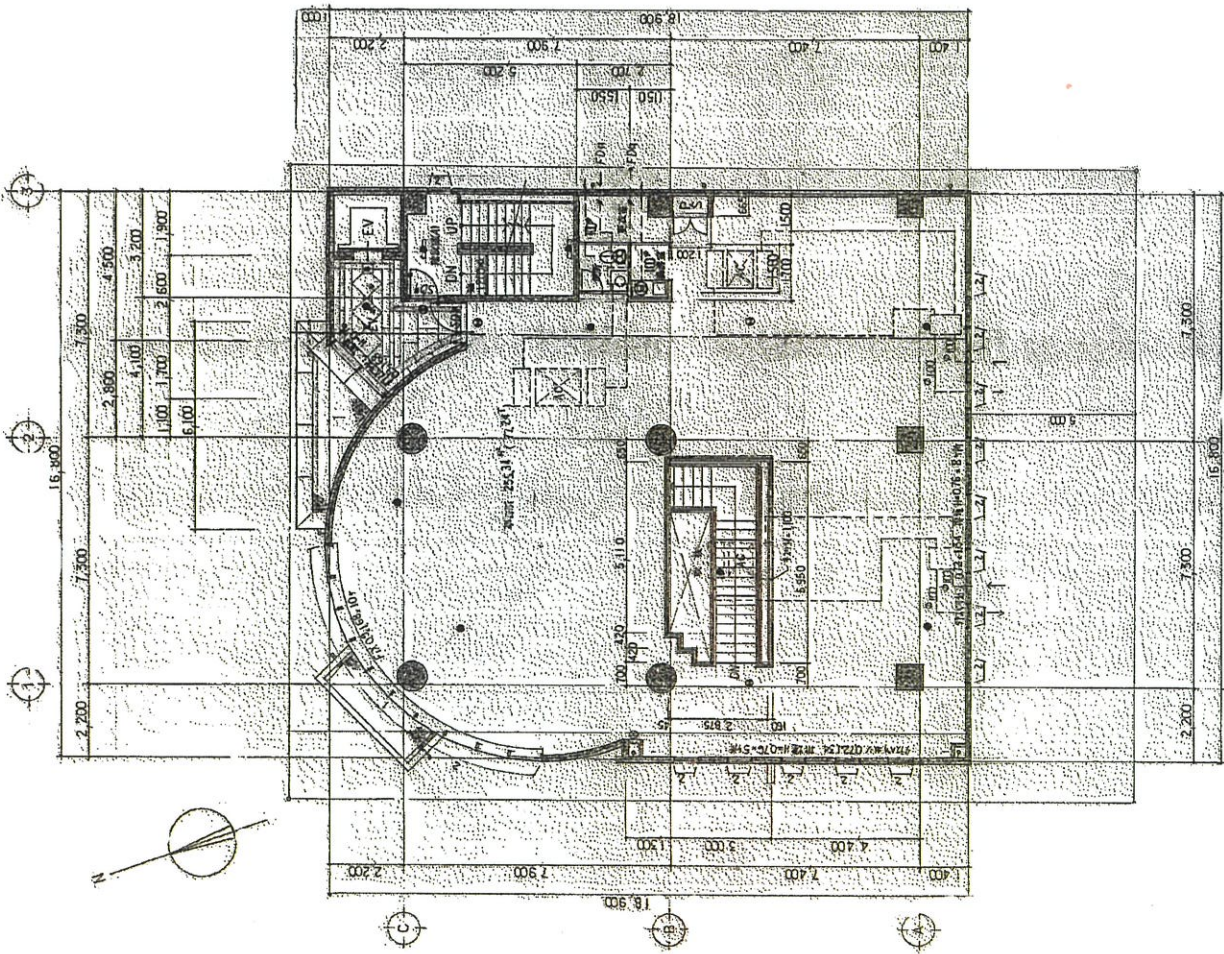
厚生労働大臣 加藤勝信



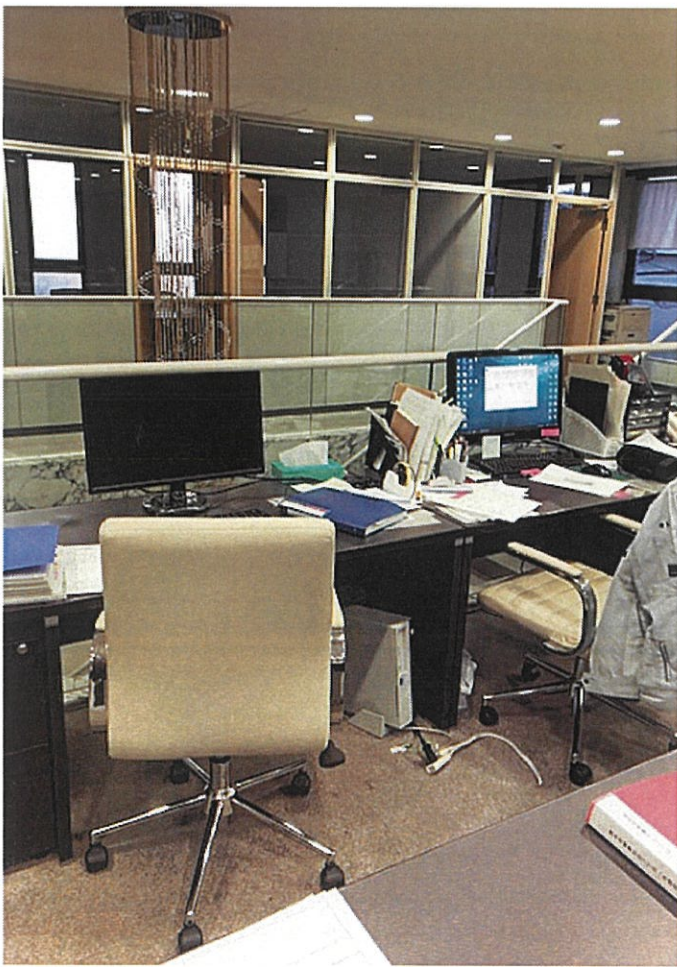
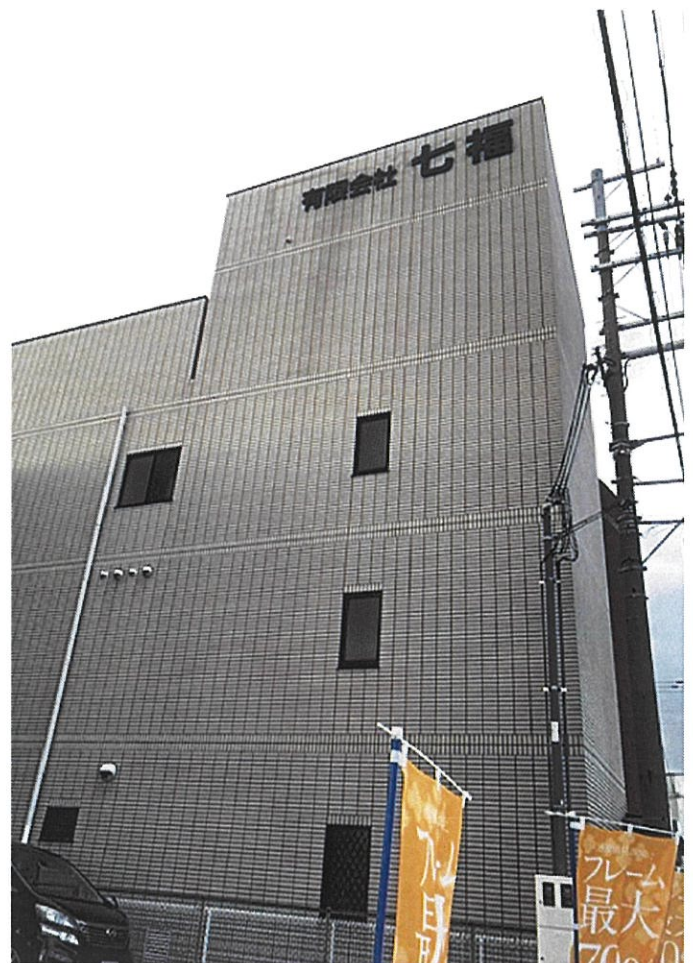




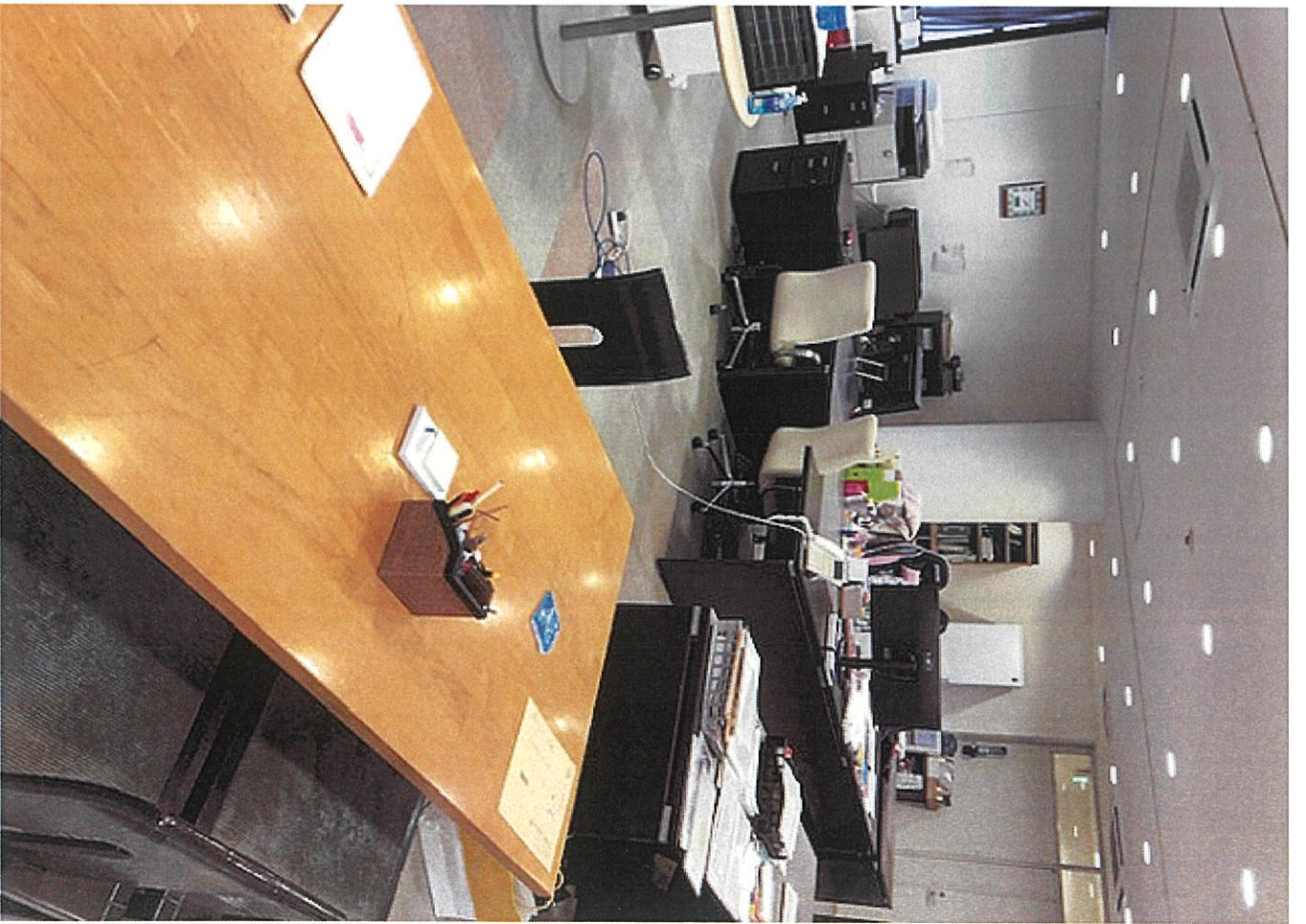
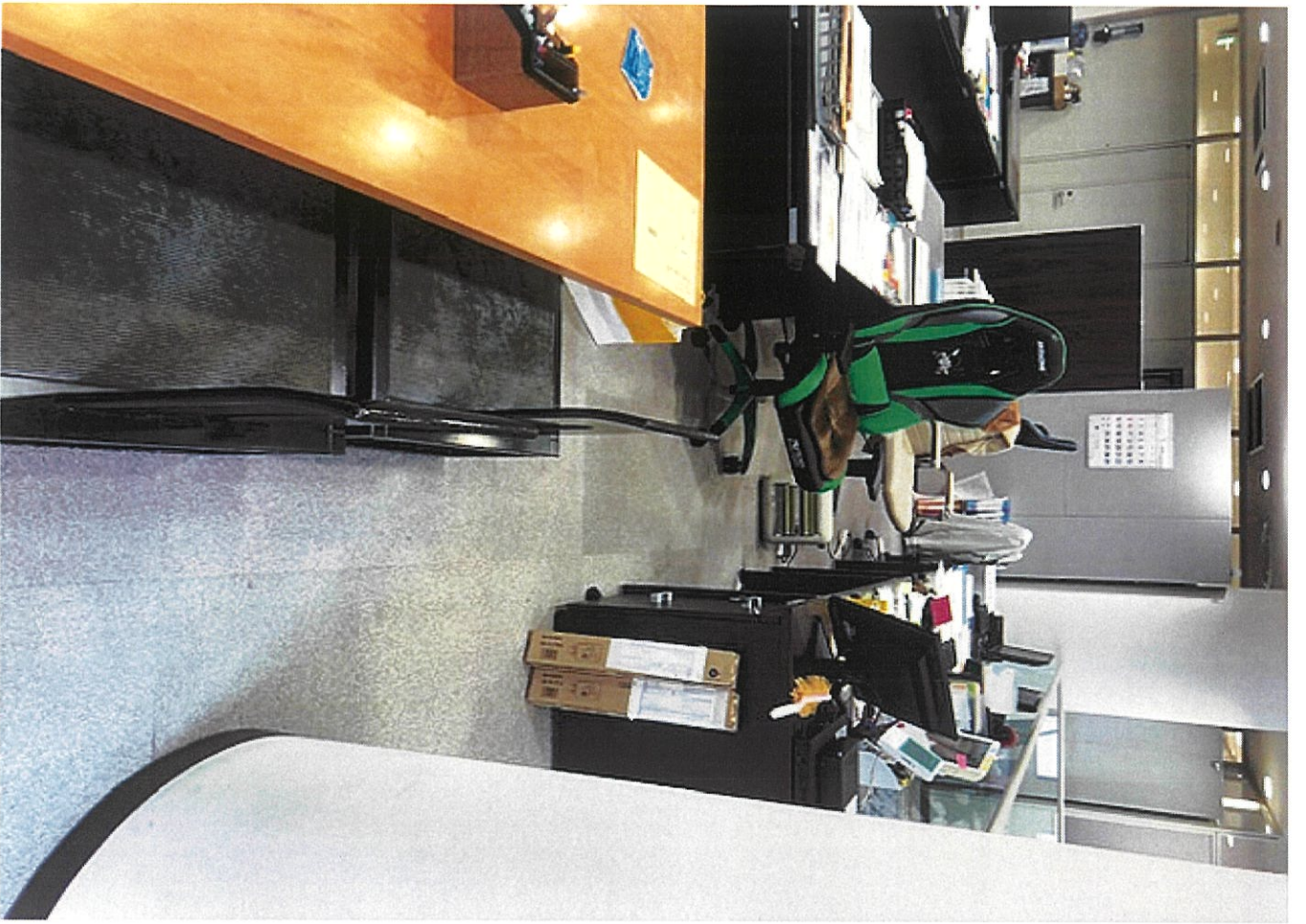




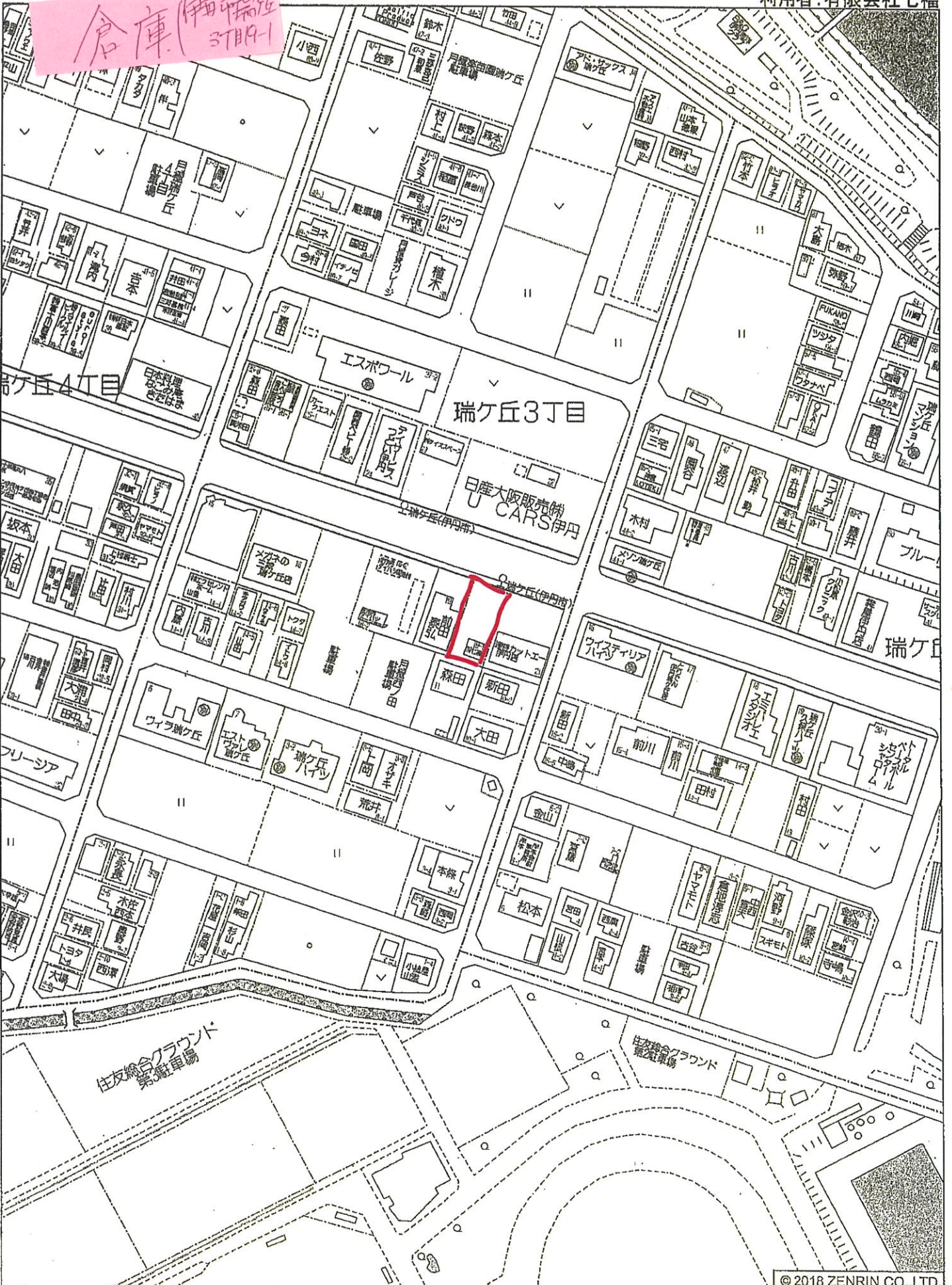










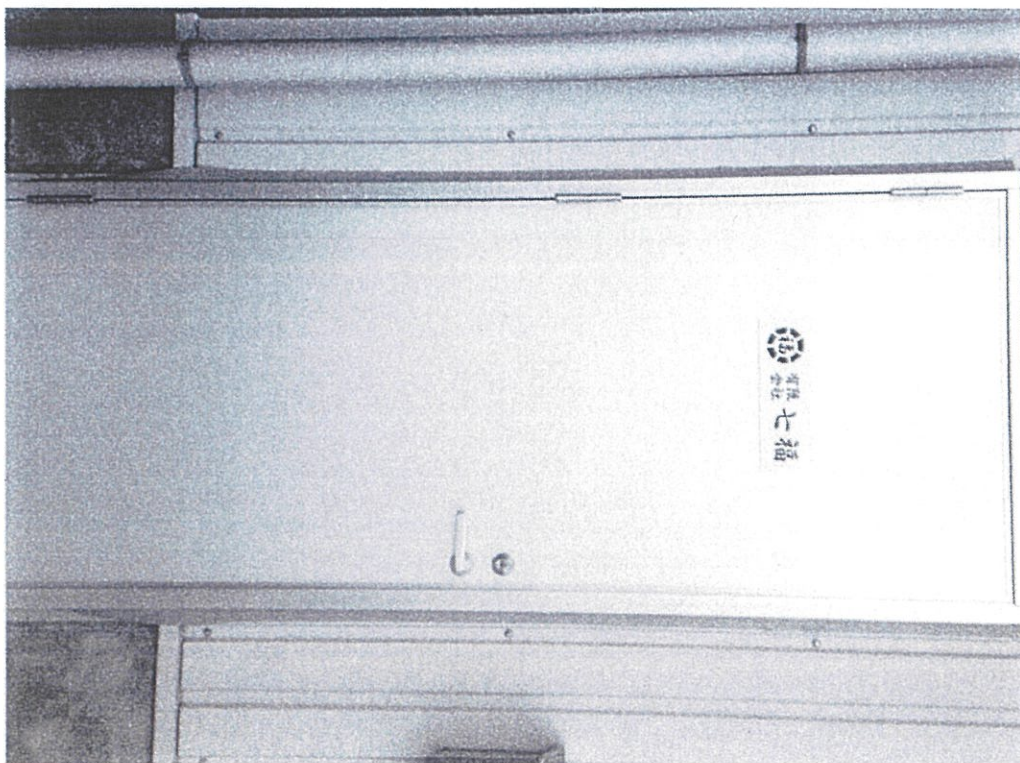
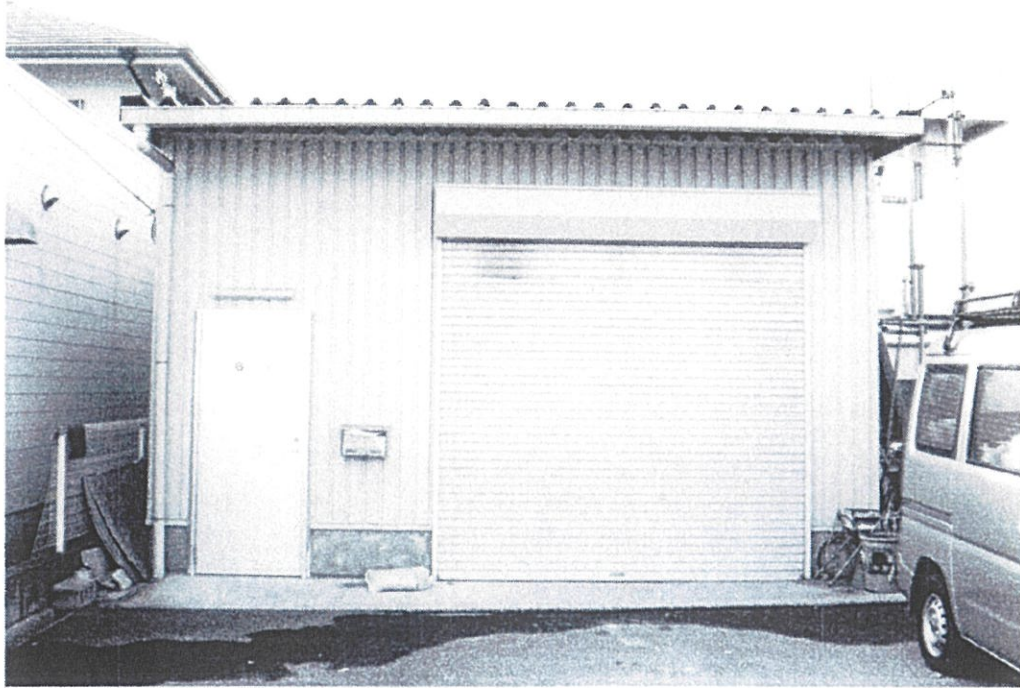


伊丹市瑞ヶ丘3丁目付近







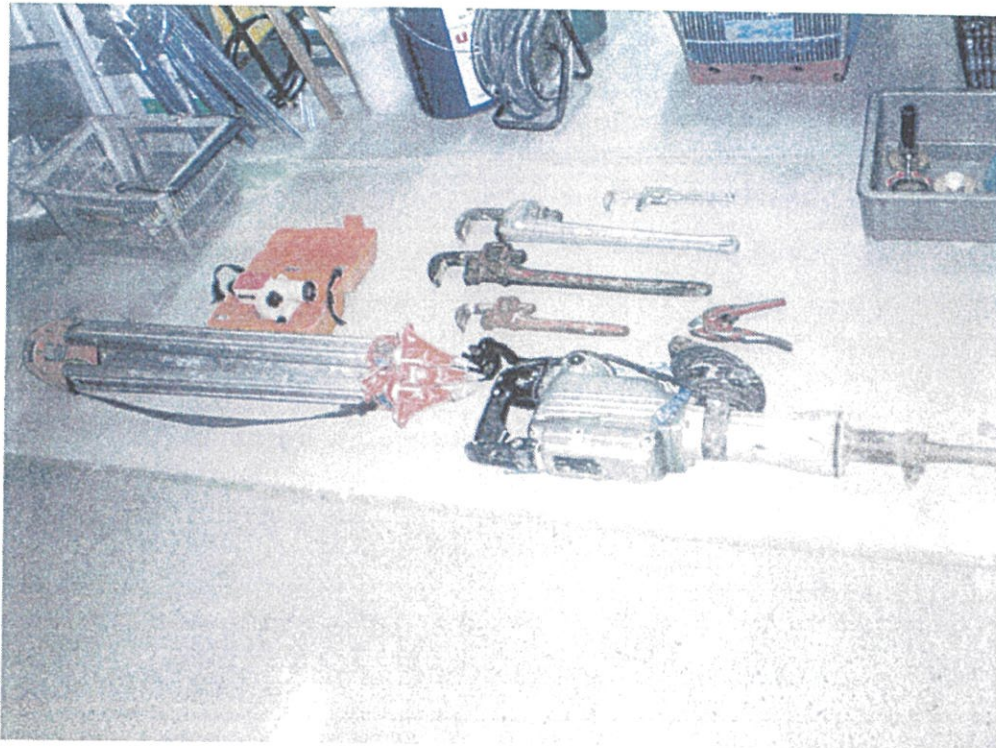














指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 3 月 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 <sup>フリガナ</sup>住所 <sup>フリガナ</sup>代表者氏名 <sup>フリガナ</sup>電話番号 FAX番号 メールアドレス

ヒチフク  
 有限会社 七福  
 〒664-0017  
 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘3丁目15  
 マスミ カズヤ  
 代表取締役 増見 和也  
 072-783-5678  
 072-783-5811  
 waterworks@hichifuku.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名                       | チェック | NO. | 水道事業者名                        | チェック | NO. | 水道事業者名          | チェック | NO. | 水道事業者名                     | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1   | 奈良市<br>公営企業管理者               | レ    | 8   | 御所市<br>水道事業管理者                |      | 15  | 斑鳩町<br>水道事業管理者  |      | 22  | 広陵町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 2   | 大和高田市<br>上下水道事業管理者           |      | 9   | 生駒市<br>水道事業管理者                |      | 16  | 安堵町<br>水道事業管理者  |      | 23  | 河合町<br>水道事業管理者             |      |
| 3   | 大和郡山市<br>上下水道事業<br>の管理者      |      | 10  | 香芝市<br>上下水道事業の管理者<br>の権限を行う市長 |      | 17  | 磯城郡<br>水道企業団企業長 |      | 24  | 吉野町<br>水道事業管理者             |      |
| 4   | 天理市<br>上下水道事業<br>の管理者        |      | 11  | 葛城市<br>上下水道事業管理者              |      | 18  | 高取町<br>水道事業管理者  |      | 25  | 大淀町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 5   | 橿原市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 12  | 宇陀市<br>水道事業管理者<br>の権限を行う市長    |      | 19  | 明日香村<br>水道事業管理者 |      | 26  | 下市町<br>水道事業管理者<br>の権限を行う町長 |      |
| 6   | 桜井市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 13  | 平群町<br>水道事業管理者                |      | 20  | 上牧町<br>水道事業管理者  |      |     |                            |      |
| 7   | 五條市<br>水道事業管理者               |      | 14  | 三郷町<br>水道事業管理者                |      | 21  | 王寺町<br>水道事業管理者  |      |     |                            |      |



様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年 3月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社 七福  
住 所 〒664-0017  
兵庫県伊丹市瑞ヶ丘3丁目15  
代表者氏名 代表取締役 増見 和也

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出  
をします。 **解任**

|                                     |                      |           |
|-------------------------------------|----------------------|-----------|
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称             | 有限会社 七福              |           |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名         | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号   | 選任・解任の年月日 |
| マスミ カズヤ<br>増見 和也<br>マスミ ユリ<br>増見 優里 | 第312686号<br>第292456号 |           |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



第三二二六八六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 兵庫県

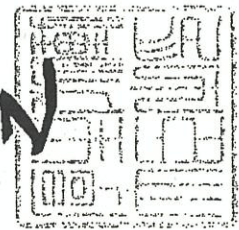
氏名 増見和也

昭和四十七年五月二十六日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

令和四年二月二日

厚生労働大臣 後藤 茂



第二九二四五六号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫 県

氏名 増見 優里

平成十二年二月二十一日生

水道法昭和三十年法律第七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

